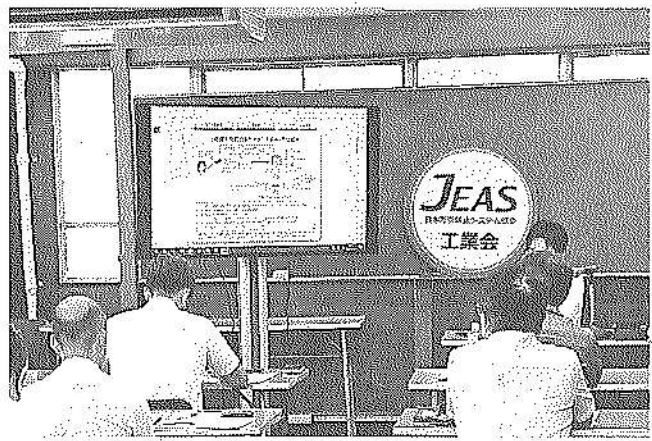


犯罪予防へ正しく理解

顔識別機能付きカメラシステムのセミナー開催

日本万引防止システム協会



会場風景

リリースした。この報告書及びリーフレットに記載された内容については、防犯カメラで得られたデータを取り扱う事業者が正しく理解する必要がある。

今回のセミナーは、個人

リリースした。この報告書及びリーフレットに記載された内容については、防犯カメラで得られたデータを取り扱う事業者が正しく理解する必要がある。

東京都立大学法学部の星週一郎教授からは、「犯罪予防・安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの法的根拠と法的規制」をテーマに、防犯カメラ映像と個人情報保護法、防犯カメラとプライバシー保護、顔識別機能付きカメラシステムの影響評価などが説明された。

テムの利用啓発リーフレットのリリース記念セミナーを開催した。防犯カメラの設置が広がるとともに、性能の高度化が進んだことにより、大量のデータを迅速に得ることが可能となっている。だが、カメラで捉えられた方（被対象者）の情報は無意識の内に取得されており、AIなどの活用により高精度の解析が可能となっている。こうした状況を踏まえ、データの運用サービスが登場することが予想されるが、運営主体にはプライバシー配慮や適切な情報管理が必須となる。

個人情報保護委員会では、今春に顔識別機能付きカメラシステムに関する報告書を発行。その後、リーフレットもリ

情報保護委員会がリーフレットをリリースしたタイミングで、顔識別機能付きカメラシステムに関する内容や留意点などを解説した。当日は個人情報保護委員会の木村一輝参事官補佐が「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」と題して、報告書が「肖像権・プライバシーに関する留意点」「顔識別機能付きカメラシステムを利用する際の個人情報保護法上の留意点」「事業者の自主的な取組として考えられる事項」の3点を柱として整理していることを紹介した上で、取り扱う個人情報や空間的範囲などの定義が示された。そして、リーフレットに記載された顔識別機能付きカ

メラステムの仕組みなどにも言及した。

そして、JEASの稲本会長は、JEASが実施している推奨顔認証制度や第3回科学保安講習について紹介。そして、JEAS同様に認定個人情報保護団体である全国万引犯罪防止機構（万防機構）からは、万引き対策として共同利用を進めたい顔識別機能付きカメラシステムを導入している小売事業者・店舗が少ないことに加え、正しい個人情報の利活用が進め方が理解されていない点が課題となっていることも紹介された。

セミナーでは顔認証機能付きカメラシステムを利用する際に理解すべき内容に加え、情報公開や運用監査の実施の必要性が提起され、聴講者は高い関心を示した。

工業会 日本万引防止

システム協会（東京都新宿区、稲本義範会長）は、10月11日に東京・千代田区の書店会館で「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシ